

情報通信技術の標準化における知的財産権の取り扱い

隅 藏 康 一 東京大学先端科学技術研究センター助手

1. 標準と知的財産権

(1) 知的財産権とは

知的財産権とは、知的創作活動の成果に対する独占排他権であり、特許権、著作権、商標権、意匠権、実用新案権などの権利がある。このうち、情報通信技術と最も関連が深いのは特許権である。また、情報通信に用いられるソフトウェアについては、技術的アイデアが特許権の対象となるだけでなく、コンピュータ・プログラムの表現に対して著作権が発生する。

日本の特許法第一条には、「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発展に寄与することを目的とする」と記されている。このように、特許保護の目的は産業を発展させることである。発明をした者に対してその発明についての独占排他権を与えることにより、発明を秘匿化せずに開示させるインセンティブを与え、その開示情報を基盤として次なる発明が生み出される。また、特許権の存在によって、研究成果を権利化し特定の相手に対して独占的にライセンスを供与することが可能になるので、その研究成果に基づく開発研究に対して投資を行うインセンティブが生じる。その結果として新製品が開発されれば、社会はその研究成果の恩恵に浴することができる。

情報通信に用いられるソフトウェアに関しては、その技術的思想やプログラムの表現をコピーすることが容易であるため、無断複製を禁止する社会的枠組みの存在が特に重要である。そのため、知的財産権の保護は、情報通信産業の継続的發展ためになくはならないものとなっている。

(2) 標準化とは

情報通信技術は、情報の送り手と受け手の存在を前提とする。そのため、共通のフォーマットに基づいて情報がやりとりされない限り、情報を伝達することが不可能である。したがって、何らかの方法により、技術的な標準化が実現される必要がある。標準とは、インターフェイス、互換性、最低品質などに関する共通仕様のことであり、標準化を「仕様書の策定」と言い換えることもできる。標準には、標準化団体が定めるもの（公的標準；デジュリ・スタンダード）と市場によって決定されるもの（事実上の標準；デファクト・スタンダード）とがある。標準とはStandardの和訳であるが、「規格」という訳が当てられることもある。また、Recommendation（勧告）とよんでいる機関もあるが、同じ意味である。

デジュリ・スタンダードには、公的な機関が定めるものと、その他の標準設定機関によって定められるものがある¹。国際的な公的標準化機関としては、非政府機関（法人格をもつ民間団体）である国際標準化機構（ISO; International Organization for Standardization）、国際電気標準会議（IEC; International Electrotechnical Commission）、国際憲章に規定された政府機関である国際電気通信連合（ITU; International Telecommunication Union）がある。特に情報通信技術に関しては、ISOとIECの合同技術委員会であるJTC1、ならびにITUの電気通信標準化部門であるITU-Tが設置されている。日本の国内標準化団体としては、経済産業省の審議会である日本工業標準調査会の定める日本工業規格（JIS）などがある。欧州には地域標準化機関であるETSI（European Telecommunications Standards Institute）などがある。米国の標準化機関としては、米国標準協会（ANSI; American National Standards Institute）がある。ANSIの傘下には、TIA（Telecommunications Industry Association）など、標準策定機関として承認された機関が200ほどあり、これらの機関で定められた業界標準の一部がANSIを通じて国内標準となる。ANSIは技術内容には深く立ち入らず、主として標準策定プロセスを監視している。さきに述べた「その他の標準設定機関」とは、これらANSI傘下の組織のようなものを指す²。

1 依田高典『ネットワーク・エコノミクス』（日本評論社、2001年）、117-119頁。

2 前掲注1

狭義のデファクト・スタンダードは、市場によって自然発生的に決定される標準であるが、現代の産業社会においてはほとんどの標準が何らかの標準化を目指した活動の結果として生み出されている。こうした広義のデファクト・スタンダードには、企業が単独であるいはほかの企業と連携して標準化活動を行った結果として生じる企業主導型のもの（ATMなど）と、ユーザー主導で作られるもの（TCP/IPなど）がある³。これらの中には、正式には標準化機関ではないコンソーシアムやフォーラムが、仕様書を発表することにより形成される「コンソーシアム型標準」が含まれ、これをデジュリでもデファクトでもない第三の標準として分類する考え方もある⁴。また、狭義のデファクト・スタンダード以外をすべてデジュリ・スタンダードと考える見解もある⁵。

（３）両者の関係

このように標準化とは、互換性を高めて技術を普及させるための仕組みである。標準化と知的財産権は、けっして対立する概念ではないが、両者の関係は非常にデリケートである。なぜなら、標準化された技術に関する知的財産権が行使されると、その技術の普及が妨げられてしまう可能性が高いためである。従来は、技術標準において特許が関与するのは例外的な事例に限られると考えられていたが、もはやそのような考え方はあたらぬ⁶。

情報通信の技術標準は、ほとんどの場合、多数の特許化された発明を含んでいる。標準化設定機関やコンソーシアムにおける標準の策定は、関連する技術を持つ企業から代表者を集めて行われる。その際、有力な特許を保有している企業にとっては、非合理的な条件でしかライセンスを供与しないことを宣言して標準化を妨害することも理論的には可能である。その場合、代替技術がある場合には、権利行使の宣言がなされた技術を除いて標準が策定され、当該企業は独自にライセンス活動を行うことになる。代替技術がない場合には、標準の策定自体が暗礁に乗り上げる。しかし、ほとんどの場合、標準の中に自社の技術を内包させて合理的な条件でライセンスを供与することにより、技術の普及を図る方が得策であり、企業はそのような行動をとる。ただし、有力な特許を保有している企業はその分標準化の過程で強い発言力を持つため、自社に有利な仕様書が策定されるように議論をリードすることができるだろう。

しかしながら、標準策定中に権利主張がなされることによって最善の技術の選択が妨げられるという可能性や、技術標準の策定後に権利が行使される可能性もあるため、それぞれの標準化団体はパテント・ポリシーを定め、そうした問題への対処指針としている。

２．標準化団体のパテント・ポリシー

（１）非差別的かつ合理的条件でのライセンス許諾

パテント・ポリシーは、特許権者に、標準に直接関係する特許を「非差別的・無償あるいは合理的な条件で」ライセンス供与することを求めるものである。標準を提案する者は、自社のものであれ他社のものであれ、その標準に関係する特許を標準化団体に報告し、標準化団体が特許権保有者に特許のライセンス方針について問い合わせを行う。その回答がパテント・ステートメントである。非差別的かつ、無償あるいは合理的な条件でライセンス供与がなされないときは、標準化を中止する必要がある⁷。無償ライセンスの場合は、特許不主張（NAP; Non Assertion of Patents）がなされるが、最近ではBluetoothやLinux等の事例が目立っている⁸。このような、知的財産権の行使に固執しない企業行動は「コピーレフト」と称されることもある。

パテント・ステートメントの信憑性、各参加企業の特許調査能力の限界、といった問題を顕在化させたのが、以下に述べるDELLコンピュータの事件⁹であった。

3 名和小太郎「総論：標準化プロセスの枠組み」、『平成11年度 標準化と知的財産権に関する調査研究報告書』（社団法人・日本機械工業連合会、財団法人・知的財産研究所、2000年）、3-13頁；名和小太郎「標準化プロセスと知的所有権」、『デファクト・スタンダードの本質』（新宅純二郎編、有斐閣、2000年）、203-214頁。

4 山田英夫『デファクト・スタンダードの経営戦略』（中公新書、1999年）、17頁。

5 平嶋竜太「技術標準策定における知的財産権の機能」、パテント52巻5号41-49頁（1999）。

6 苗村憲司「技術標準と知的財産権の相克と交絡」、特許研究30号10-19頁（2000）。

7 前掲注3、名和「標準化プロセスと知的所有権」。

8 土井教之『技術標準と競争』（日本経済評論社、2001年）、74-75頁。

9 この事件については、前掲注8、203-206頁にも概要が述べられている。

(2) DELL同意審決

ANSIのVice President, General CounselであるAmy Marasco氏に、DELL同意審決の概要とその論点について話を伺った。

米国の標準化団体であるVESA (Video Electronics Standard Association) の標準委員会で、VLバスの規格策定が行われた。その委員会に出席していたDELLコンピュータのエンジニアは、DELLが当該規格に関連する特許を保持しているかと問われた際に、そのような特許は持っていない旨宣言した。1992年に規格が決定されたが、その後DELLは態度を一変し、「VLバス規格は我々の特許(1991年成立)を侵害している」とするレターを発表した。

これを受けてFTC (Federal Trade Commission) は、DELLの行為はFTC法に違反するとして訴追した。「DELLが特許を持っていたとしたら委員会は別の規格を考えたであろうから、標準委員会で関連特許を保有していないと述べたにもかかわらず規格決定後に特許侵害と言い出すというのは、不適切な商業行為である」という理由である。その後、DELLがFTCの同意審決を受け入れ、95年11月に調停が成立した。

この同意審決の中でFTCは、「標準化活動に携わる企業は、自社のパテントポートフォリオをサーチする義務がある」という趣旨のことを言っている。しかし、企業各社は本当にそのような義務を負わなくてはならないのだろうか。

ANSIと多くのメンバー企業は、FTCの代表者と会い、この問題について議論した。このケースでは、DELLは当時数少ない特許しか持っていなかったため、標準委員会に出席したエンジニアが特許を知らなかった可能性は低いと思われる。しかし、IBMやモトローラなどの大企業にとっては、膨大なパテントポートフォリオを調査し、つねに確信のある結果を得るということは不可能である。IBM一社で 40,000 件もの特許を保有しているためである。これらの大企業は、「我々は多くのエンジニアを規格審議のための委員会に送り込んでいる。彼らがその席上で規格に関連する特許は自社にはないと答えたにもかかわらずあとからその企業が関連特許を持っていることがと判明した場合に、我々がその特許権を行使できなくなってしまうのであれば、大企業はあらゆる標準委員会に出席者を送ることをやめてしまうだろう」と述べた。

この会合により、大きなパテントポートフォリオを持つ企業にとっては、つねに自社の特許を正しく把握できているわけではなく、それを完全にサーチをすることも不可能である、ということに関してFTCの同意を得ることができた。また、FTCに対して、特許権を無償で提供せねばならない事態に陥ることをおそれて大企業が標準化活動に参加しなくなるのは避けなくてはならない、ということを理解させることもできた。今ではFTCは、訴追するか否かを決定する際は、単に出席者が自社の特許を知らないだけなのか、あるいはシステムを故意に乱用しているのかを正確に判断しなくてはならない、ということを認識していると思われる。

(3) TIAのケース

ここで、米国の標準設定機関におけるパテント・ポリシーの運用の実例をみてみることにしよう。Telecommunications Industry Association (TIA)のDirector, Technical and Regulatory AffairsであるSusan Hoyler氏に話を伺った。

TIAはかつてEIA (Electronic Industry Alliances; Electronic Industry Associationから1998年に名称変更) の下部組織だったが、現在は独立しており、携帯電話、モデム、光ファイバー等の技術分野を扱っている。EIAは名称変更前はいくつかの標準化団体を統括する組織であったが、改名に伴って管理機能を縮小した結果、下部組織であった諸団体の独立性が増している。

TIAは1993年にANSIの協力を得て独自のパテントポリシーを定めた。これはインターデジタルとエリクソンの間の訴訟を受けて整備されたものである。パテントポリシーを定めてから現在まで、TIAの規格に関して裁判にまで至ったことはない。

しかし、知的財産権をめぐる問題が皆無なわけではない。3年ほど前、ワイヤレスPPPアクセスの規格に関して、必須特許を持つ米国企業が「米国と英国の企業にはライセンスを行うが、日本企業にはライセンスを行わない」という例外付の特許声明を出した。NECはこれをアンフェアだとして、ANSIに抗議文を送った。

また今から4ヶ月ほど前には、携帯電話のOTA (Over The Air Activation) に関して、ある企業が、TIAの定めた規格は自社の特許を侵害しているとし、必須特許のライセンス供与を行わないと宣言した。このような場合、TIAは規格が特許を侵害していることの証明の責任を当該企業に課している。もしそれがその企業によって証明された場合、TIAは規格を取り下げざるを得ない。但しこのケースでは、当該企業はいまだ特許侵害の証明に成功していない。

ライセンスを拒む特許権者が規格決定後に出現し、規格審議に関する多大な努力がなされたにもかかわらずその規格を取り下げなくてはならない事態が生じると、産業界をたいへん混乱させてしまう。このような事態を避けるためには、規格を決定する前に、必須の特許を持っている企業を一つ残さず同定し、ライセンス供与を拒みそうな企業を早めに見つけておく必要がある。そのためTIAは、規格審議に参加していない企業に対しても、関連する特許を持っている企業を知っていたら教えて欲しいとアナウンスした上で、そのような知らせがあった場合にはTIAが即座に調査を行うよう

にしている。この調査はTIAのスタッフが行うのが原則であり、標準委員会の議長や規格審議に参加している企業に対して調査の負担をかけないようにしている。

(4) パテント・ポリシーの問題点

標準化団体の知的財産権問題への関与のしかたについては、様々な見解がある。特許調査は技術を使用する企業が自己責任で行うべきであり、標準化団体は問題が生じた時の調停役にとどまるべきであるという考え方がある一方で、標準化団体も独自に特許調査を行うべきであるとする考え方もある。

すでにみたように、事後に発見された特許の取り扱いをどうするかということは、非常に困難な問題である。このほか、「必須特許」や「合理的ライセンス条件」の基準をどのように定めるかという問題や、出願公開前の発明や特許成立前のものについてもステートメントを出す義務を負わせるべきかどうかという問題、プログラム著作権の取り扱いの問題などがあり、今後の検討課題である¹⁰。ITU-Tは特許声明データベースを公開しており、これによると、日本企業や米国企業が多くの特許声明を出していることや、画像や音声の符号化の分野に特許声明が集中していることが見てとれる¹¹。

3. 標準化と独占禁止法

標準化された技術に対する知的財産権が行使されるという問題については、特許法に定められた裁定実施の制度が適用できるのではないかという指摘もあるが¹²、これまでの主要各国における運用実績を考えると、あまり現実的ではない。もう一つの可能性は、独占禁止法の適用による解決への道である。

特許権保有者による一方的なライセンス拒絶が独占禁止法違反となるかどうかを考える際の指針となるのが、エッセンシャル・ファシリティ理論である。これは、「ある市場で競争するのに不可欠な施設（必ずしも有形の施設のみを意味するのではない）を有する者は、その施設へのアクセスを拒絶してはならない」という理論であり、(1)独占者がエッセンシャル・ファシリティを支配していること、(2)競争者が实际的若しくは合理的にエッセンシャル・ファシリティを重ねて作り出すことができないこと、(3)競争者にファシリティの利用が拒絶されていること、(4)ファシリティを利用させることが実現可能であること、が満たされた場合に独占禁止法違反と判断される¹³。

知的財産権に関してエッセンシャル・ファシリティ理論の適用を認めた米国判例に、Intel v. Intergraph第一審判決がある¹⁴。しかし控訴審判決は、独占者と原告が競争していなければこの理論は適用されないとして、第一審判決を破棄している¹⁵。特許権の行使によって標準化が妨げられるという状況をエッセンシャル・ファシリティ理論の適用によって解決することができるかどうかについては、今後の裁判例の蓄積をフォローすると同時に、独占禁止法の本質に立ち戻ったさらなる検討が必要である。

4. パテントプール

(1) MPEG-2標準

標準化された技術には、多数の特許発明が内包され、これらはたいいてい場合は複数の特許権者によって保有されている。したがって、技術標準の使用を希望する者がすべての必須特許のライセンス許諾を容易に受けることができる仕組みがない限り、標準化されたにもかかわらず技術が普及しないという事態が生じてしまう。この問題を解決するための仕組みがパテント・プールであり、MPEG-2(Moving Picture Expert Group-2)に関する成功事例がある。この事例を検証し、何が成功の鍵となったのかを考えてみた。

MPEGは、国際標準化機構(ISO)と国際電気標準会議(IEC)の合同専門委員会の名称であり、1994年11月に画像圧縮に

10 山田肇『技術競争と世界標準』（NTT出版、1999年）、83-100頁。

11 前掲注10、99頁。

12 藤野仁三「裁定実施権の適用可能性」、『平成11年度 標準化と知的財産権に関する調査研究報告書』（社団法人・日本機械工業連合会、財団法人・知的財産研究所、2000年）、65-71頁。

13 川濱昇「独占禁止法による強制ライセンス」、『平成11年度 標準化と知的財産権に関する調査研究報告書』（社団法人・日本機械工業連合会、財団法人・知的財産研究所、2000年）、73-82頁

14 前掲注8、土井209-212頁、215-223頁。

15 同上。

関する公的標準としてMPEG-2の規格がまとめられた。現在、MPEG-2の必須特許は、特許をプールし一括してライセンス提供するための機構であるMPEG-LA(MPEG Licensing Administrator, LLC)という会社によって管理されており¹⁶、コロンビア大がこれらの必須特許のうち一つを保有している。これはコロンビア大教授のDimitris Anastassiouが発明した画像コード技術に関する特許であり、90年に特許出願されて93年に発行、95年に再発行され、日本でも対応する特許が登録されている¹⁷。コロンビア大ではColumbia Innovation Enterprise (CIE)という技術移転オフィスが発明の管理やライセンスングを行っており、Fred KantがAnastassiouの特許を担当していた。CIEの管理するAnastassiouのMPEG-2関連特許は他にもあるが、必須特許でないものはMPEG-LAでは取り扱われていない。

(2) MPEG-LA設立までの動き

MPEG-2の規格は技術的には優れたものであったが、関連する特許が多くの企業によって保有されていたため、世界中に普及するかどうか不安視されていた。そこで、93年にBaryn Futaの提案によって非公式のMPEG知的財産ワーキンググループが組織された。当時、Futaはケーブルテレビ運営会社の協会(非営利企業)であるCableLabsの副社長であり、MPEG-2の普及に向けた環境整備にあたっていた。

ワーキンググループにおいてFutaは、特許弁護士のKenneth Rubensteinに、米国においてMPEG-2規格を実施する者がライセンスを受けなければならない必須特許を調査するよう依頼した。数千の特許を検討した結果、94年9月までに、日米欧の9機関が必須特許を保有していることが明らかになった。コロンビア大はその一つであり、残り8機関はエレクトロニクス関係の民間企業であった¹⁸。これらの機関の間で議論が行われ、MPEG-2規格に関する特許をプールし一括してライセンス提供する機構(MPEG-LA)の形成に向けて準備が進められた。AnastassiouとKantも知的財産ワーキンググループに参加しており、FutaらとともにMPEG-LAの設立準備に関与することとなった。

(3) コロンビア大学が果たした役割

MPEG-LAの発足に先立ち、ライセンス契約の方法やロイヤリティー収入の管理方法、ライセンス料に関する取り決めなど、MPEG-LAが活動するために必要なすべての契約書や規則のドラフトを作製しなくてはならず、誰がそのドラフトを書くのか、ということが大きな議論になった。コロンビア大は、ニューヨークのBaker & Botts法律事務所所属するHenry Tang弁護士と、当時すでに長い期間にわたって契約を結んでいた。Kantらは、ドラフトの書き手としてTangを推薦し、MPEG-LA設立準備に参加していたすべての企業の賛同を得た。以後、Tangの先導によりMPEG-LAの基本スキームが作られていった。

この議論に参加していた組織は、コロンビア大以外は、互いに競合関係にある企業である。それらのうちいずれかの主導でMPEG-LAの基本スキームのドラフトが書かれた場合、特定の企業に利益が誘導されている危険性があるため、他の参加企業がそれをそのまま承認する可能性は低いだろう。一方、コロンビア大は8機関の中で唯一ビジネスの利害関係を持たない組織であると認識されていたので、コロンビア大が推薦したTangが中立な立場でMPEG-LAのスキームづくりを先導すれば、すべての参加企業にとって納得のゆくシステムができあがるだろうと、誰もが考えた。従って、基本スキームの作成がスムーズに進んだのは、競合関係にない組織であるコロンビア大学が議論に加わり、スキームづくりを先導したためであると言える。

MPEG-LAは96年に正式に発足し、97年からライセンスングが開始された。当初は、23個の特許がプールされてライセンス供与されていた。米国にはそれまでも特許プールは存在したが、独立した会社に管理されていたわけではなかった。特許プールを管理してライセンス供与を行うための会社が設立されたのは、米国ではこれが初めてのケースである。現在、MPEG-LAは、MPEG-2必須特許の一括ライセンス供与を世界中180の企業に対して行っている。MPEG-2を扱うために確立された財務還元モデルや会計モデルを利用して、他の規格の特許プールをも扱う方向へと事業を拡大しており、すでにIEEE1394規格の取り扱いが開始されている。

(4) DVD特許プールとの比較

MPEG-LAの発足に対するコロンビア大の貢献をより明確化するために、競合関係にある企業のみによって特許プールの形成が試みられたケースにも触れてみたい。DVD(Digital Versatile Disc)の特許プールがそれにあたる。DVDの規

16 尾崎英男・加藤恒「MPEG2パテントポートフォリオライセンス」、知財管理48巻329-337頁(1998)。

17 順にUS 5,193,004, US Re 35,093, JP 2,746,749。

18 ソニー、富士通、松下電器、三菱電機、Lucent Technologies、General Instrument、Scientific Atlanta、Philips Electronicsの8社。うちLucent Technologiesはのちに撤退。

格は、エレクトロニクス関係の10社で構成されるDVDコンソーシアム(現在はDVDフォーラム)で定められた¹⁹。フォーマット(仕様書)とロゴについては、2000年4月にDVD-FLC(DVD Format/Logo Licensing Corporation)が設立され、10社共同でライセンスが行われている。しかし特許については、2つのグループによって別個に特許プールが作られており²⁰、単一の特許プールを作るための交渉はうまく行っていない。また、いずれの特許プールにおいても、独立した管理組織は存在せず、グループ中の特定の企業が運営を行っているにすぎない。

MPEG-2の事例とDVDの事例を比較することにより、大学の関与の有無が単一の特許プール形成の成否を左右しているのではないかと、という仮説を立てることができる。MPEG-2の事例においてコロンビア大学の存在がなかったとしたら、基本スキームを形成するための議論がいつまでもまとまらず、特許プールが空中分解していた可能性もあるだろう。

(4) 成功の鍵

大学は、自ら製造を行わず、また営利追求を第一目的としていないため、産業界のプレーヤーであるメーカー各社とは異なる性格を持っている。それ故に、競合関係にあるメーカー各社が協力して何かをなそうとする際に大学がイニシアチブを発揮することにより、不要なイニシアチブ争いを封じ込め、協力関係を成立させるための核として機能することができるのではないだろうか。また、MPEG-LAの設立にあたってはFutaのリーダーシップの存在もきわめて重要であり、特定の組織・企業の利益にとらわれずに社会的に有用なインフラを作ること为先導することができる人材の存在が成功の鍵となることを示している。

ここで述べた事例のほか、欧州では、UMTS (Universal Mobile Telecommunication System)のIPR作業部会によって、第三世代移動体通信システム(3G)のための3Gパテント・プラットフォームというライセンス・スキームが策定されており²¹、今後、MPEG-LAとの比較研究を行いたいと考えている。

5. まとめ

本研究では、情報通信技術を中心に、標準化と知的財産権のかかわりについて調査・検討を行った。第一に、知的財産権とは何か、標準化とは何かを整理した上で、両者の関係について考えた。特に、標準の種別については、デジュリとデファクトの単純な二元化だけではなく、様々な分類の方法が可能であることを示した。

第二に、標準化団体のパテントポリシーについて、DELL同意審決やTIAにおけるパテントポリシーの具体的運用をふまえながら、問題点を抽出し解決策を考えた。各企業における特許調査には限界があるため、標準化団体の中に特許調査部門を設け、責任をもって調査を行うことが望ましいと考える。また、標準化後に特許の存在を主張する企業に対しては、システムを乱用しないよう厳格な対処が必要であるが、標準策定の会議に参加する担当者にその発言に対して過度の責任を負わせることにも問題があるため、FTCや公正取引委員会は当該企業にシステム乱用の意図があったのかどうかを正確に見定めなくてはならない。

第三に、特許権保有者による一方的なライセンス拒絶を独占禁止法違反に問えるかどうかという問題に触れた。これについては、すでに経済法や競争法の学者によっても指摘されていることであるが、エッセンシャル・ファシリティ理論を適用して検討を行うことが可能性であろう。

第四に、標準化された技術を普及させるための方法として、パテント・プールに注目し、代表例であるMPEG-2の事例において何が成功要因となったのかを考察した。非営利・非製造の中立的な機関の参加や、中立的立場からリーダーシップを発揮できる人材の存在が、企業間の意見調整を行って社会的に有用なインフラを作り上げるのに重要なのではないかとすることを指摘した。

標準化と知的財産権の問題は、情報通信技術のみにとどまる問題ではない。今後はバイオインフォマティクスや医療機器においても、同様な問題が生じることが予想され、これらの分野の特徴に則した検討も必要であろう。今回の調査研究で未解決の部分をさらに研究することと並行して、こうしたテーマについても今後の検討課題としたい。

以上

19 DVDの規格統一については、前掲注1、依田121-123頁、ならびに前掲注10、山田肇73-78頁。

20 ソニー、パイオニア、Philips Electronicsの特許プールと、Time Warner、東芝、ビクター、日立製作所、松下電器、三菱電機の特許プールの2つである。THOMSON multimediaはDVDフォーラムのメンバーだが、いずれの特許プールにも属していない。

21 加藤恒「第三世代移動体通信のためのパテントプラットフォームライセンス」、知財管理51巻559-569頁(2001)。

< 発 表 資 料 >

題 名	掲載誌・学会名等	発表年月
企業間協力の核としての技術移転機関の機能	研究・技術計画学会 第15回年次学術大会講演要旨集	2000年10月